

港まちづくり協議会支援会員規程

- 1 港まちづくり協議会（以下「協議会」といいます。）の目的に賛同し、これを支援する個人や団体を協議会の議決を経て支援会員とすることができるものとします。
- 2 支援会員は、協議会に関する情報の提供を受けることができます。
- 3 支援会員は、協議会規約第 11 条の規程による部会の会議に出席し、又発言をすることができます。ただし、団体の支援会員については、1 団体に発言をすることができる人を 2 名以内とします。

附 則

- 1 この規程は平成 20 年 8 月 12 日から施行します。